World Trend Foresight

気候変動対応の現在地と企業への示唆

2026 年 2 月

2025 年は人類の気候変動対応において節目の年となった。パリ協定以降続いてきた脱炭素に向かう国際社会の流れは、トランプ政権のパリ協定離脱に象徴される逆風にさらされた。一方で、地球の平均気温はパリ協定が定めた野心的目標である「産業革命前から 1.5℃以内」の上昇を超えつつあり、世界各地で気候変動の悪影響が着実に顕在化している。このことは、脱炭素の流れが進んだ場合と停滞した場合のどちらの状況においても、企業活動が気候変動の影響を強く受けることを意味している。よって、気候変動とその対策の大きな流れの現在地を把握しておくことは、企業経営層にとって極めて重要なことである。

そこで本稿では、そのようなターニングポイントにある気候変動対応について、サステナビリティ担当の経営者はもちろん、それ以外の必ずしも詳細な動向を追っているわけではない経営層などの非専門家も読者と想定し、気候変動対応の現在地について全体像を俯瞰する。まず、気候変動が現在どの程度進行しているかを紹介したうえで、国際社会の情勢、気候変動対策に資する技術である気候テックの動向、各種制度の動向について、重要なデータを示しつつ、日本企業にとって特に影響が大きいと考えられるトピックスを中心に紹介する。最後に、それらの状況を踏まえて、日本企業に対する示唆を述べる。

1. 温室効果ガス排出量と気候変動の現状

世界の平均気温は上昇を続けており、2025 年 1 月から 11 月の平均気温は産業革命前に比べて 1.48℃の上昇となった。その結果、2023 年から 2025 年の 3 年間の平均気温は 1.5℃を超える可能性が濃厚になった（**図表 1**）。気候には揺らぎが存在しており、10 年平均では 1.3℃程度の温度上昇となっているものの、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する」というパリ協定が掲げた目標の 1.5℃目標に迫る気温上昇が既に進行してしまっている。

国連環境計画（UNEP）が 2025 年 11 月に公表した「Emissions Gap Report 2025[1]」によると、現在の政策が続いた場合の現状政策シナリオ（Current policies scenario）と、2℃目標を達成するために求められる温室効果ガス排出量（Below 2℃ pathways）とのギャップは 2035 年時点で 190 億トン／年、1.5°C目標（Below 1.5°C pathways）とのギャップに至っては 300 億トン／年になると推計されている。現在の温室効果ガス排出量が約 570億トン／年であることを踏まえると、1.5°C目標を達成するためには残り 10 年で排出量を半分以下に削減する必要があり、現実的にほぼ不可能な状況に到達してしまったと言わざるを得ない。

そのような状況の中で、気候変動の影響はすでに世界各地で顕在化し始めている。日本では、夏の猛暑が年々深刻化しており、2025 年には観測史上最高気温となる 41.8℃が群馬県伊勢崎市で観測されるなど、連日 40℃を超える酷暑が各地で観測された。東京大学と京都大学の研究者を中心に組織される極端気象アトリビューショ

---

[1] https://climate.copernicus.eu/copernicus-2025-course-be-joint-second-warmest-year-november-third-warmest-record（2026 年 1 月 6 日アクセス）

ンセンターの研究[2]では、そのような酷暑は気候変動の影響なしには発生し得なかったということが分かっている。また、2021 年のドイツ、2024 年のスペインなど、近年欧州で発生している大規模な洪水についても、気候変動の影響なしには起こり得ないものであったとの研究結果が示されている[3]。

図表 1　産業革命以前を基準とした世界表面気温上昇の推移

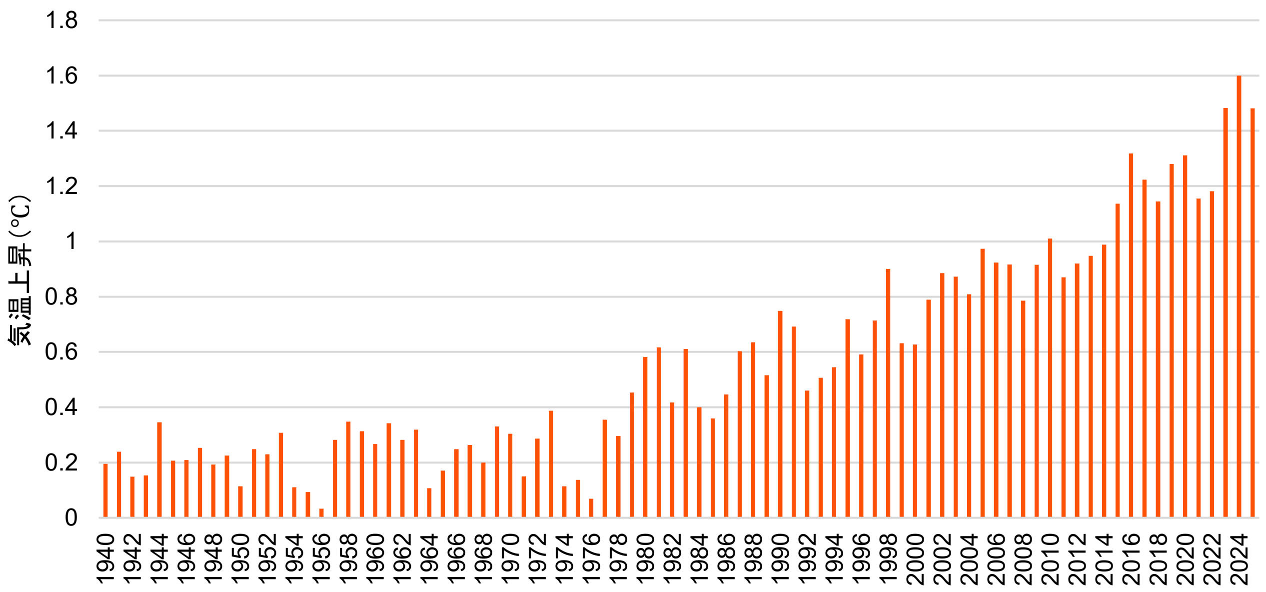

（出所）https://climate.copernicus.eu/copernicus-2025-course-be-joint-second-warmest-year-november-third-warmest-record（2025 年 12 月 16 日アクセス）

今後、気候変動がさらに進行するにつれて、このような極端な気象現象は日本国内でさらに増加することが予測されている。気象庁[4]によると、産業革命以前には 100 年に一度しか発生しなかったような極端な猛暑が、地球の平均気温が 2℃上昇した場合には 1.5 年に一回の頻度で発生し、4 度上昇した場合には 1 年に一回の頻度で発生すると予測されている。つまり、人為的温暖化の影響により、平均気温が 2℃上昇した場合には猛暑の発生頻度が 67 倍、4℃上昇した場合には 99 倍にまで増加することを意味している。豪雨についても同様の傾向が見られ、産業革命以前には 100 年に一回しか起きなかったような極端な豪雨の発生頻度が、平均気温が 2℃増加すると 36 年に一回、4℃上昇すると 19 年に一回へと頻度が増加すると予測されている（**図表 2**）。

---

2 https://weatherattributioncenter.jp/analyses/extreme-heat-july2025/（2025 年 12 月 16 日アクセス）

3 https://www.worldweatherattribution.org/extreme-downpours-increasing-in-southern-spain-as-fossil-fuel-emissions-heat-the-climate/（2025 年 12 月 16 日アクセス）

4 https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/2025/pdf/cc2025_honpen.pdf（2025 年 12 月 17 日アクセス）

図表 2　気候変動の進行に伴う日本国内での極端な気象現象の発生頻度の増加（産業革命前を基準とする）

極端気象	産業革命以前	2℃上昇した場合	4℃上昇した場合
極端な高温の発生頻度	100 年に 1 回	1.5 年に 1 回	1 年に 1 回
極端な降水の発生頻度	100 年に 1 回	36 年に 1 回	19 年に 1 回

（出所）https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/2025/pdf/cc2025_honpen.pdf（2025 年 12 月 16 日アクセス）

また、平均気温の上昇は生態系に対する影響も本格的に深刻化させることが予測されている。IPCC の第 6 次評価報告書では、気温上昇に伴う生態系へのリスクの度合いが評価されている。**図表 3** は、地球環境におけるサブシステムが平均気温の上昇に応じてどの程度の影響を受けるかを表したもので、リスクの度合いに応じて、黄色が「緩やか」、赤が「高い」、紫が「非常に高い」を表している。また、図中の点は確信度を表しており、点 1 つの「低い」から点4つの「とても高い」まである。その予測によると、特に早期に影響が表れるのが熱帯のサンゴ礁（Warm water corals）であり、平均気温が 1.5℃上昇した段階で既に大規模な白化現象にさらされる可能性が高いとされている。さらに、1.5℃を超過することで、陸地と淡水域における生物多様性（Biodiversity loss）や樹木の生存（Tree Mortality）への悪影響が深刻化することが示されている。

以上のように、平均気温の上昇が 1.5℃を超過しようとしている現状は、自然災害の増加と生態系の棄損が深刻化する領域に人類が本格的に足を踏み入れたことを意味する。これにより、地球環境への懸念が進むことはもちろん、そこから我々人類社会が受け取っている様々な生態系サービスの質の低下が一層進み、我々の社会経済活動が受ける負の影響が本格的に強まる節目の時期に差し掛かっている。

図表 3　気温上昇に伴う自然環境への影響

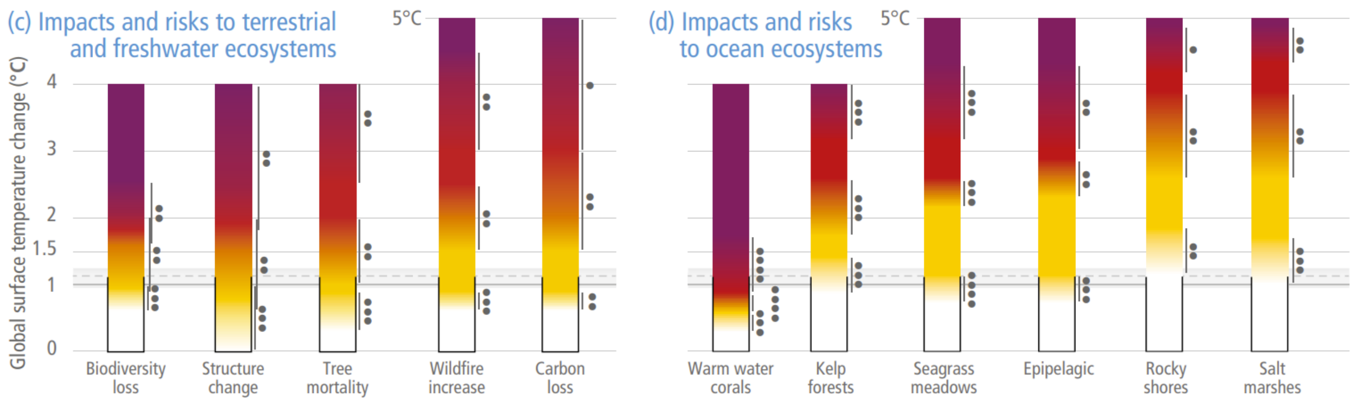

（出所）https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg2/downloads/report/IPCC_AR6_WGII_TechnicalSummary.pdf（2025 年 12 月 16 日アクセス）

2. 国際社会の情勢

（1）主要国政府の姿勢

2025 年 1 月に就任した米国トランプ大統領は、正式にパリ協定からの離脱を宣言した。さらに、2025 年 9 月に行われた国連総会での演説では、気候変動問題を「世界史上最大の詐欺」と表現し、気候変動懐疑論を鮮明に打ち出した。バイデン政権下で実施されたインフレ抑制法（IRA）による政策支援を弱体化させるなど、政策面でも気候変動対策への風当たりは厳しくなっている。さらに 2026 年 1 月、トランプ大統領は気候変動枠組条約からの脱退を表明し、国際的な気候変動対策の枠組みから完全に離脱することとなった。

米政権が気候変動対策に背を向ける中で、存在感を増しつつあるのが中国である。前述の国連総会においてビデオ演説を行った習近平国家主席は、パリ協定を堅持する姿勢を示したうえで、「一部の国が逆行する行動を取っている」としてトランプ政権をけん制した。

中国は自国での温暖化対策も急ピッチで進めており、そのことはデータにも表れ始めている。人類全体の約 30％に及ぶ同国の温室効果ガス排出量は世界最大であるが、近年その排出増加のペースが鈍化しており、2025 年 11 月時点において 18 カ月間連続で排出量の増加が停滞している（**図表 4**）。正式な政府統計を待つ必要はあるものの、他の独立した機関の推計でも同様の結果が示されている[5]。後述するように、このような温室効果ガス排出の鈍化には急激に進む再生可能エネルギーの導入等が寄与している。

米政権が気候変動対策に背を向ける一方で、最大の排出国である中国で温室効果ガスの排出量増加の鈍化の兆しが見られることは、世界全体の気候変動対策にとって極めて重要な意味を持つ。

図表 4 中国の温室効果ガス排出量の推移

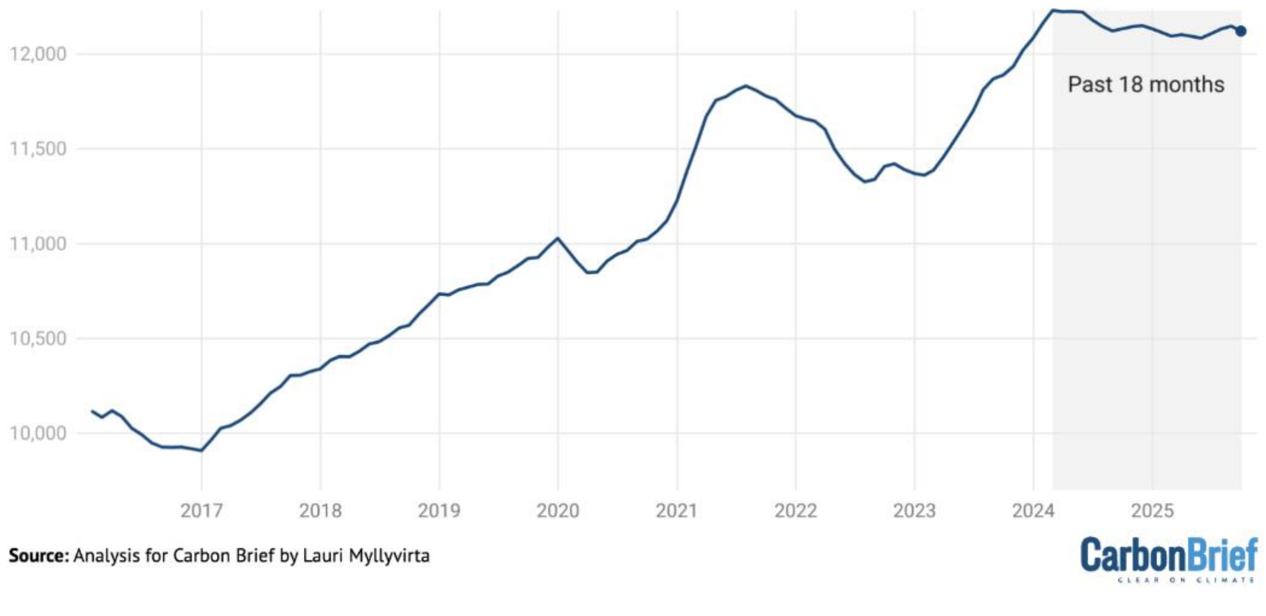

（出所）https://www.carbonbrief.org/analysis-chinas-co2-emissions-have-now-been-flat-or-falling-for-18-months/（2025 年 12 月 16 日アクセス）

5 https://ember-energy.org/latest-insights/china-energy-transition-review-2025/（2025 年 12 月 22 日アクセス）

気候変動対策を特に制度面でけん引してきた欧州は、パリ協定を引き続き堅持しつつ、産業競争力の強化と気候変動対策の両立を目指した政策の実現に向けて試行錯誤を重ねている。例えば、EU は 2035 年以降にエンジン車の新車販売を原則禁止する目標を示していた。それに対し、2025 年 11 月にはドイツのメルツ首相が規制緩和を求める書簡を送付するなど、自動車メーカーやドイツ政府からの反発が高まっていた。その背景には、中国製電気自動車の価格競争力が高まる中、欧州メーカーの電気自動車のシェアが圧迫されていることがある。2025 年 12 月、そのような状況を踏まえ、欧州委員会はエンジン車販売禁止措置の撤回を表明した。このような一連の動向は、野心的な目標を早期に掲げつつその後の情勢に応じるという、一部では批判が見られるやり方であるが、欧州では多々見られることである。

上記のような各国・各地域の情勢は、気候変動対策における国際関係が大きく変わろうとしていることを表している。まず、米トランプ政権の気候変動否定論的姿勢は、民主党政権下で米国が果たしてきたリーダーシップからの大きな転換を意味している。今後、米国が自国の利益に反すると判断した国際連携のプレーヤーに対して関税等の対抗措置を強める可能性もあり、気候変動対策を進める各国と米国との間に緊張関係が生じることも懸念される。

そのような中で相対的に影響力が高まるのが中国である。中国はすでに太陽光パネルや電気自動車などの気候テック分野で大きなシェアを獲得しており、気候変動対策をビジネスチャンスととらえて引き続き推進していくものと考えられる。米国のリーダーシップが不在となった政治的空白を埋めるように、途上国への経済援助等を通して地政学的影響力の強化を同時に実現しようとする動きが活発化する可能性もある。ただし、これまでの国際交渉の場では中国は途上国の一員として振舞う側面もあり、気候変動対策を主導的に進める姿勢を前面に出してきたわけでもないことから、気候変動対策のリーダーとしての役割を担うことには、中国はあくまで慎重であると考えられる。

以上のように、米国と中国という二大大国がそれぞれの思惑を持って行動することで、今後の気候変動対策は地政学的な駆け引きの影響をこれまで以上に強く受けることが予測される。結果として、トランプ政権以前と比較して、気候変動対策に関連する国際社会の動向は今後さらに不確実性を増すであろう。

（2）COP30

そのような状況下、2025 年 11 月にブラジルのベレンで開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP30）は、米国が交渉官を派遣しない中で開催された。もっとも注目された化石燃料の脱却については、当初議長国であるブラジルが化石燃料の段階的廃止とその実現に向けたロードマップ策定についての合意を目指したが、産出国の反対などにより見送られた。この件についてはコロンビアとオランダが共同で新たな国際会議を立ち上げ、2026 年 4 月にコロンビアで第一回会議を開催することを表明しており、今後の議論の進展が期待される。

最終合意文書であるグローバル・ムチラン決定では、1.5℃目標について引き続き堅持する方針が確認されたが、現状の気温上昇を踏まえると、一時的に平均気温が 1.5℃を超過するオーバーシュートを事実上許容せざるを得ない合意であると解釈できる。ただし、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするだけでは気温上昇が止まるだけで気温の低下は起きない。気温の低下を実現するためには、排出量を実質ゼロにしたうえで、さらに大気中の温室効果ガスを回収するいわゆるネガティブエミッションが必要となる。排出削減努力をどんなにしても残ってしまう残余排出分と、過去に排出されてしまった大気中の温室効果ガスを、合計で少なくとも年間数百億トン回収する産業を新たに立ち上げる必要があることになるが、現在のエネルギー産業と同程度の経済規模を持つ炭素回収市場を創出することを暗に仮定しているそのような案は非現実的だと思われる。

そんな中で合意にこぎつけたこともある。気候変動の悪影響を抑える、いわゆる適応のための資金については、グラスゴーで開催された COP26 において年 400 億米ドルを確保する目標が示されていたが、それを 2035 年までに少なくとも 3 倍にするために努力を求めるという案が合意された。途上国側が求めていた 2030 年までという目標からは 5 年後ろ倒しとなったものの、途上国支援が合意されたことの意義は大きい。

また、議長国ブラジルが立ち上げた国際熱帯林保護基金（TFFF）では、熱帯雨林の保護に 1,250 億米ドルの資金を動員する目標が示された。同基金では、集めた資金を安全性の高い資産で長期運用し、森林保全を実施する国に対して保全面積に応じて提供する。資金提供を受けた国は衛星監視システムなどを用いて森林の保全状態をモニタリングし、報告書を提出するという仕組みである。気候変動に加えて生物多様性保護を促進する取組が、熱帯雨林を有する当事者国起点で合意されたことは、今後実効性の高い取組が期待できるという観点で意義が大きい。

加えて、近年各国で導入が進む排出量取引制度（ETS）などの規制されたカーボン市場の連携や整合性を確保するためのイニシアチブである Open Coalition on Compliance Carbon Market が発足した。議長国ブラジル、EU、中国など 18 の国と地域が参加している。世界各国で制度の異なる ETS を調和させることで、透明性と予見可能性を高めることなどを目指しており、ETS の国際的な標準化へ向けた貢献が期待される。

最後に、気候変動対策の基盤となる科学的な知見の普及についても取組が見られた。近年深刻化している気候変動に対する誤情報への対策を強化するイニシアチブである Global Initiative for Information Integrity on Climate Change の設立である。UNESCO、ブラジル政府、国連が主導したものであり、ソーシャルメディアなどでのフェイクニュースの拡散等が社会問題化する中で、今後の活動が注目される。

今回の COP では、これまで交渉をリードしてきた先進国の存在感が低下したことで、相対的に途上国のプレゼンスが増すこととなった。途上国の国々は異常気象が発生しやすく、かつそれに対応する適応策も脆弱であるため、気候変動の影響を強く受ける地域である。今後、気候変動の影響がさらに顕在化するなかで、国際交渉の場での彼らの発言は重みを増すことになるだろう。

3. 気候テックの動向

気候テックに関連するビジネス動向として、ここでは特に近年の成長が著しい再生可能エネルギーと電気自動車について概観する。

現在、世界的には再生可能エネルギーの拡大が急速に進んでいる。**図表 5** は、世界全体での月別電源別の発電量を示したグラフである。季節性の変動があるため多少見にくいものの、2025 年に入り再生可能エネルギーの発電量が石炭火力を抜いて世界最大の電源になったことがわかる。その成長をけん引したのが中国とインドである。両国では電力需要全体は増加したものの、その増加分を再生可能エネルギーの拡大分で補う結果となった。特に世界全体の温室効果ガス排出量への影響が大きい中国では、太陽光発電と風力発電が大幅に増加した一方、石炭や天然ガスなどの火力発電由来の電力が減少した[6]。このような電源構成の変化が前述の温室効果ガス排出量の平坦化に大きく寄与している。

[6] https://ember-energy.org/app/uploads/2025/10/Global-Electricity-Mid-Year-Insights-2025-PDF.pdf（2025 年 12 月 17 日アクセス）

図表 5　世界全体での電源別月間発電量の推移

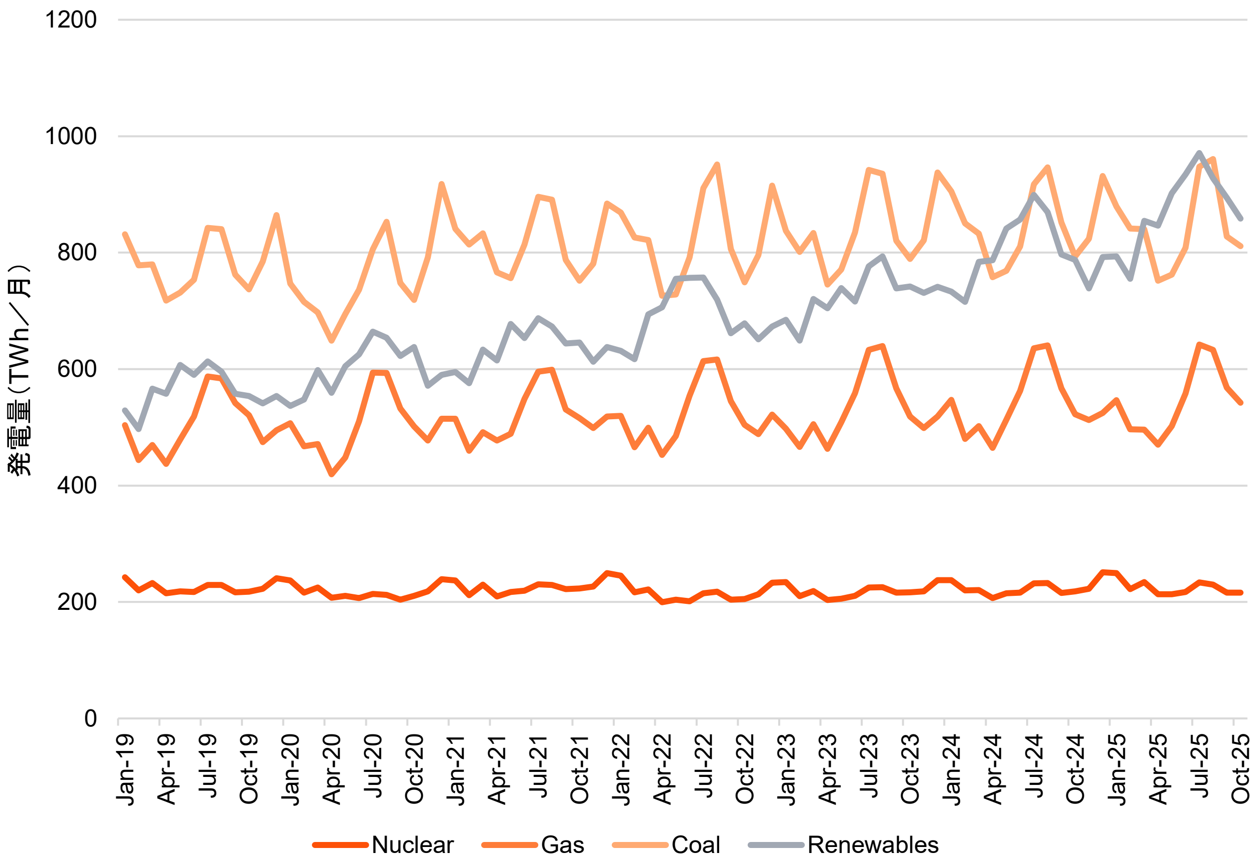

（出所）https://ember-energy.org/data/electricity-data-explorer/（2025 年 12 月 24 日アクセス）

なお、中国で再生可能エネルギーが拡大した背景には政策と市場原理の両方が関係している。2010 年代前半、中国政府は再生可能エネルギーに対する FIT 制度を導入し、高水準の補助を与えた。その後、徐々に再生可能エネルギーが拡大し、規模の経済の働きにより 2010 年代後半ごろから再生可能エネルギーと火力発電のコスト差がなくなるいわゆるグリッドパリティを迎える地域が徐々に増加した。2020 年代に入ると、2060 年カーボンニュートラルという政府の明確なメッセージの後押しに加え、再生可能エネルギーが安価な電源となったことで市場主導の再エネの普及が急速に進み、今日の状況が実現した。その意味では、中国における再生可能エネルギーの拡大は、政府による補助金主導型から市場主導型への移行を実現することで、政策的にイノベーションを誘発することに成功した事例であると言える。

再生可能エネルギーが世界的に増加する中で、特に変動電源である太陽光発電と風力発電の発電量の不安定性を吸収するための蓄電池への需要が高まっている。従来蓄電池はコストが高く、大量導入における経済的コストが課題であったが、近年は価格の低下が進み、地域によっては揚水発電よりも系統用蓄電池の方が低コストになり始めている。実際、直近 10 年で大型蓄電池の価格は年平均 20％低下しており、新規導入量は年平均で 80％増加している[7]。日本国内では需要が伸び悩んでいる電気自動車に関しても、世界的には導入が加速度的に

[7] https://ember-energy.org/app/uploads/2025/12/How-cheap-is-battery-storage.pdf（2025 年 12 月 17 日アクセス）

進んでいる[8/9]。2014 年に 0.4%であった新車販売台数に占める電気自動車[10]のシェアは、10 年後の 2024 年には 22%に成長している（**図表 6**）。ここにおいても市場拡大をけん引しているのは中国であり、新車販売シェアは 48%に上っている[11]。なお、その他の地域での電気自動車の新車販売台数シェアは、欧州が 22%、米国が 10%、日本が 2.8%となっている。なお、本レポート執筆時点の最新データ[12]では、2025 年の世界全体での EV 販売台数は 2024 年を上回っており、トランプ政権発足後も EV 市場の成長は継続している。中国での電気自動車の普及は、再生可能エネルギーの場合と同様に、補助主導型から市場主導型へと移行した事例である。2010年台には、クリーンエネルギー車両の購入時に値引きを行う NEV（新エネルギー車）補助金、車両購入税の免除、大気汚染防止等のために課されているナンバープレート発行規制における優遇等により、政策主導で販売台数が拡大した。その後、徐々にバッテリーコストの低下と充電網の拡大が進み、国産ブランドの熾烈な競争による低価格化や高機能化を経て現在の爆発的な普及に至っている。また、そのようにして低価格化・高機能化が進んだ国内メーカーの車両が海外へ大量に輸出される傾向も強まっている。先進国では自国メーカーの保護や地政学的リスクへの警戒により関税障壁等が設けられており、中国製車両の拡大は限定的である一方、警戒心の少ない途上国への流入は急速に進んでおり、結果として新規マーケットでの電気自動車の普及をけん引する要因となっている[13]。

以上の太陽光発電と電気自動車の普及は、気候テック関連製品の市場拡大の好事例と捉えることができる。コストが高く既存製品への競争優位性が低い市場投入初期の段階においては、政府の優遇策がマーケット参入の後ろ盾として強く機能する。その後徐々に市場が拡大するにつれて、規模の経済が働くようになりコストが低下し、既存製品に対する競争優位性が高まっていく。そして、競争優位性が既存製品を超えるあたりに近づくと、市場が指数関数的に拡大していくという経路をたどっている。このような市場拡大の流れは、他の気候テック関連製品が目指すべき成長の好事例である。

---

8 https://www.iea.org/data-and-statistics/data-tools/global-ev-data-explorer（2025 年 12 月 17 日アクセス）

9 https://source.benchmarkminerals.com/article/global-ev-sales-reach-20-7-million-units-in-2025-growing-by-20（2026 年 1 月 15 日にアクセス）

10 BEV と PHV を含む乗用車

11 https://ourworldindata.org/data-insights/chinas-internal-combustion-car-sales-peaked-in-2017-as-electric-vehicles-took-off（2025 年 12 月 17 日アクセス）

12 https://source.benchmarkminerals.com/article/global-ev-sales-reach-20-7-million-units-in-2025-growing-by-20（2026 年 1 月 20 日アクセス）

13 https://ember-energy.org/app/uploads/2025/12/The-EV-leapfrog-PDF.pdf（2026 年 1 月 15 日にアクセス）

図表 6　世界全体での新車販売台数に占める電気自動車の割合

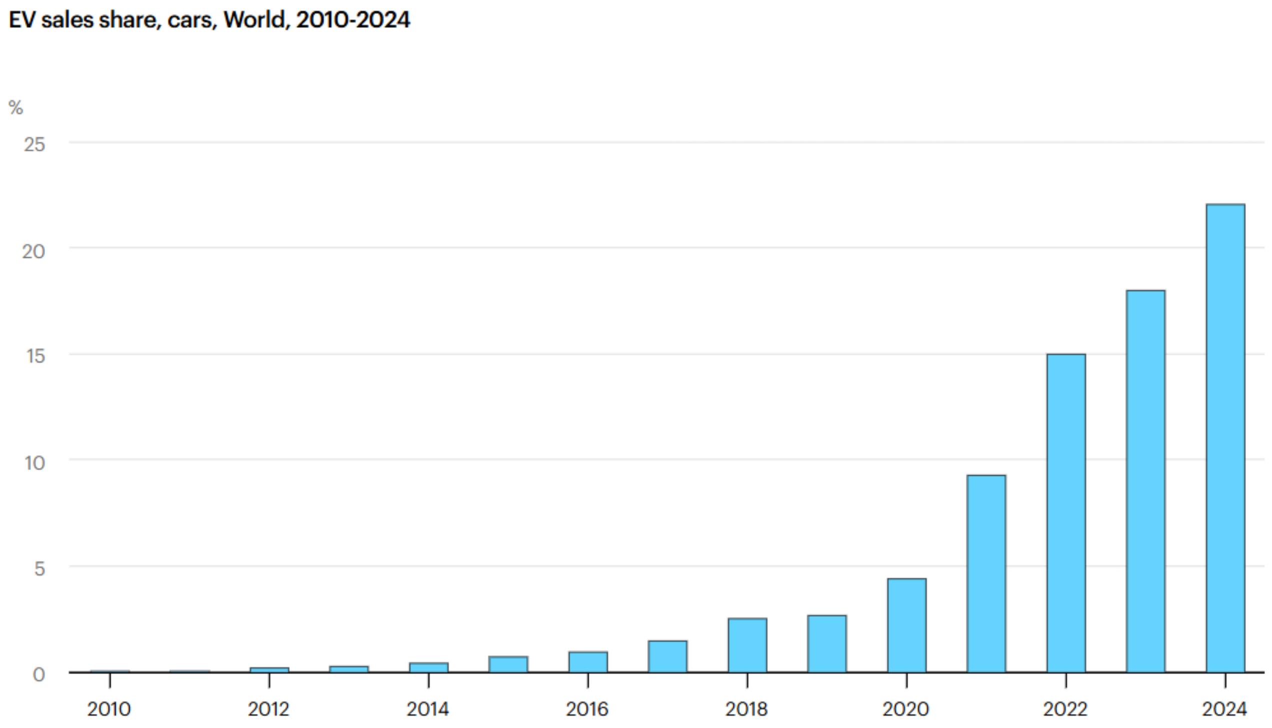

（出所）https://www.iea.org/data-and-statistics/data-tools/global-ev-data-explorer（2025 年 12 月 17 日アクセス）

4. 各種制度の動向

（1）　サステナビリティ情報開示

サステナビリティ情報開示とは、環境・人権・ガバナンスなどのサステナビリティに関する情報を企業が株主などの外部のステークホルダーに開示する取組のことである。従来、企業の自主的な開示に任されてきたものが、政府等によって開示を義務化される方向にあるというのが最近の流れである。

義務化で先行しているのはやはり欧州である。企業持続可能性報告指令（CSRD）により、一定以上の規模の企業に対してサステナビリティ情報の開示を課す仕組みが 2027 年から本格的に義務化される。開示内容の範囲は、気候変動に限らず、生物多様性、労働者保護、人権など広範に及ぶ。ただし、2025 年 12 月には制度を簡素化するオムニバス法案に関する暫定合意が可決され、従来従業員 250 人以上としていた対象企業の範囲を、従業員 1,000 人以上で年間売り上げが 4 億 5,000 万ユーロ超の企業に狭めることなどが合意された。

簡素化に大きな影響を及ぼしたのが、元欧州中央銀行総裁のマリオ・ドラギ氏がまとめた通称「ドラギレポート」である。同報告書の中でドラギ氏は、サステナビリティ報告によるコンプライアンスコストが欧州の競争力と回復力を阻害していることを指摘し、このことが産業競争力強化を重視する政策への転換を大きく後押しした。このような欧州の動きは、前述のエンジン車販売禁止撤回と同様に、まず野心的な方針を打ち出した後に現実とのすり合わせを行っていく欧州に特有の動きであると捉えることができるが、前言撤回を伴うやり方には批判的な意見もある。

一方、日本ではサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が開示基準を策定し、2027 年から一部の東証プライム上場企業に対して開示が義務化される。CSRD とは異なり当面の開示内容は気候変動に関するものが中心となり、義務化された企業は有価証券報告書での厳正な情報開示を求められることとなる。

欧州での事業が一定の基準を満たす日本企業の場合は、日本国内での SSBJ だけでなく、CSRD への対応も求められる。CSRD や SSBJ への対応にあたっては、対応コストを削減するためにデータ収集の自動化が重要とな

る。従来のサステナビリティ情報開示では企業内の担当部局が社内の各部局に問い合わせて必要な情報を手作業で収集するケースが少なくなかったが、定期的な報告が求められるようになった現状においては、サステナビリティ情報を一元管理するための仕組みづくりが事務コスト削減の鍵となる。その際、CSRD や SSBJ の報告内容の共通項と相違点を明確化することで、効率的な一元管理を実現することが望ましい。

（2） GHG プロトコル

温室効果ガスの排出量を算定する際の事実上の国際基準となっているのが GHG プロトコルである。気候変動対策を行う上で温室効果ガス排出量の算定は非常に重要な要素であることから、その動向について紹介する。

近年、脱炭素の取組が進む中で明らかになってきた各種の課題に対応すべく、GHG プロトコルの改定作業が進められている。その中でも、企業にとって特に影響が大きいのが Scope2 排出量（電力や熱の使用に伴う温室効果ガス排出量）の算定ルールの改定案である。2025 年 10 月に発表された改定案では、再生可能エネルギーの環境価値を有する証書等を活用する際に、発電量と利用量を 1 時間ごとに一致させるアワリーマッチングを求めるとした。また、証書の使用において地理的な制約を設け、発電所と電力の使用場所が同じ送電エリア内にある供給可能性を求めるとした。これは日本国内では 10 の送電エリアに対応するものと考えられる。さらに、公的な支援を受けた電源を独占できないとする Standard Supply Service(標準供給サービス)の考え方を採用する案が示された。日本では、固定価格買取制度の対象となったFIT非化石証書などがこれにあたるが、改定案では電力系統の平均パーセンテージまでしかそのような証書を利用できないとしている。

こういった一連の動きは、再生可能エネルギーと調整力の普及を促進するためのものである。アワリーマッチングに関しては、太陽光発電によって昼間の電力を発電するだけでなく、夜間にそれを利用できるよう蓄電池等の導入を促すことを目指している。地理的制約に関しても、再生可能エネルギーが安価に手に入るエリアだけでなく、実際の消費地に近い地域での発電所の開発を促すことが目的である。ただし、これらのルール変更は理念としては理解できるものの、企業に対してさらに複雑な温室効果ガス排出量の算定作業を要求するとともに、日本のように再生可能エネルギーの適地が偏在している地域において実現可能性があるのかという点も含めて、企業が対応できるかどうかが懸念される。

また、土地利用や炭素除去についての取り扱いを明確化しようとしている点も最近の改定の重要点となっている。2022 年にドラフトが示され、2026 年 1 月末に最終版が公開予定の「土地セクター・炭素除去ガイダンス」では、従来の工場や設備からの温室効果ガスの排出に加え、田畑や森林といった土地からの排出と吸収も算定対象に含まれている。土地の利用変化や管理方法の変化に伴って排出された温室効果ガスに加え、樹木が吸収した温室効果ガスの除去量を考慮する点が従来の算定ルールと大きく異なる点である。

「土地セクター・炭素除去ガイダンス」についても、サプライチェーン上での土地利用に関する状況をモニタリングする必要が生じることから、企業側の負担が増すことが懸念される。一方で、温室効果ガスの吸収・除去に関する情報を GHG プロトコルに準拠する形で開示できるようになるため、森林保全等を実施している企業にとっては自社の取組をアピールする機会が増えることにつながるというメリットも存在する。ただし、森林を伐採した際には排出として計上することなどから、土地利用の方法に応じて企業へのメリットには差が出るものとみられる。

（3） 排出量取引制度

一定の基準を基に企業などに温室効果ガスの排出枠を割り当て、排出量が排出枠を上回る企業は市場等から排出枠を購入し、排出量が排出枠を下回った企業は排出枠を販売できる仕組みのことを排出量取引制度という。その中で代表的なものが、EU が 2005 年から導入している EU-ETS である。これまでに、エネルギー、（域内）航空、製造業、海運などに段階的に適応範囲が拡大されてきた。

2026 年からは新たな取組として国境炭素調整措置（CBAM）を世界で初めて導入する。これは、炭素規制が欧州よりも弱い国からの輸入品に対して事実上の関税を課す仕組みである。アルミニウム、鉄鋼、セメント、電力、肥料などが対象品目となる。

日本企業が EU 向けに輸出する製品も CBAM の対象となっており、一定の影響が及ぶこととなる。CBAM では、対象国から対象品目を EU 内に輸入した企業に対して、CBAM 証書の購入が義務付けられる。よって、対象品目を EU 内の企業に販売する日本企業は、製品製造時の温室効果ガス排出量のデータの提出を購入先から求められることとなり、その対応として排出量の集計作業が発生する。また、購入先に証書の購入義務が生じることで実質的に製品の価格が値上がりするのと同じ効果があるため、特にカーボンフットプリントの多い製品に対する EU からの需要の低下圧力になる。

なお、排出量取引に似た制度として、温室効果ガスを排出した企業に対して排出量に応じた課税を行う炭素税が存在する。この炭素税と排出量取引は、温室効果ガスの排出に対して実質的な価格をつけて、企業が排出削減を行うインセンティブを生じさせるという意味で「カーボンプライシング」と呼ばれる。現在このカーボンプライシングを導入する国は増加しており、世界銀行の調べでは 2025 年 12 月時点で 95 の国と地域で導入されている（**図表 7**）。各国にカーボンプライシング制度が広がっている一因には、自国で炭素規制を設けることで CBAM による実質関税を回避する動きがある。よって、今後カーボンプライシングを導入した国や地域間で、CBAM の撤廃や減額に向けた交渉が活発化するものと考えられる。

そのような流れの中で、日本でも 2026 年から GX-ETS と呼ばれる排出量取引制度が本格稼働することになっている。参加義務が課されるのは、年間の温室効果ガス排出量が 10 万トン以上の大企業であり、300~400 社程度が該当する見通しである。対象となる温室効果ガスの排出は直接排出（GHG プロトコルの Scope1 に相当）であり、排出枠は主に業界ごとにベンチマーク方式で決定される。

GX-ETS の 2026 年度の排出枠の上限価格は 4,300 円／トンに設定されており、欧州等に比べると価格水準はまだ低い。よって、排出量削減圧力としては現時点では限定的となっている。ただし、長年議論されてきた排出量取引制度が日本でようやく導入されたことの意義は極めて大きい。排出量取引制度には、温室効果ガス排出量の多い技術からクリーンな技術への移行を促し、気候テック分野でのイノベーションを促進させる効果がある。今後は、GX-ETS が日本経済の成長とカーボンニュートラルの両立に貢献できるような制度運用が実現できるかが注目ポイントとなる。

図表 7　カーボンプライシングの導入状況

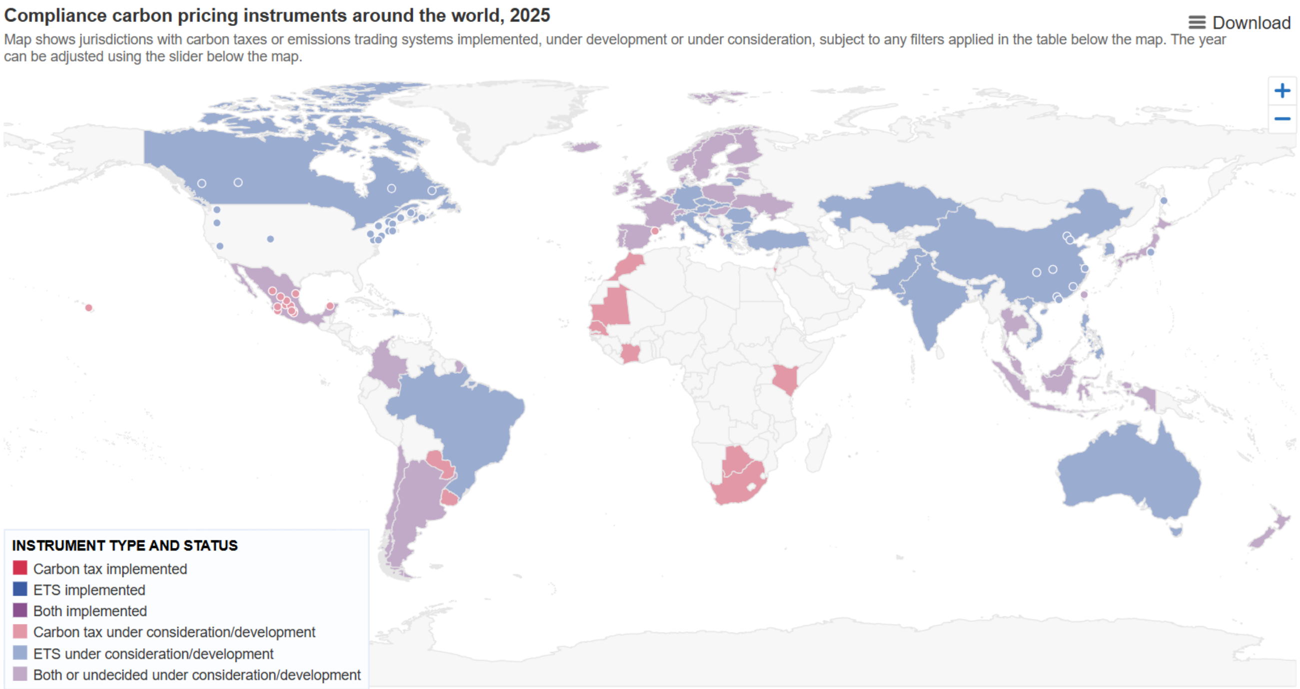

（出所）https://carbonpricingdashboard.worldbank.org/compliance/instrument-detail（2025 年 12 月 17 日アクセス）

5. 企業への示唆

以上のように、気候変動対策に対する逆風が強まり、国際社会における協調に不透明感が増す一方で、気候変動そのものが生態系サービスに及ぼす影響は深刻化の一途をたどっている。よって、企業活動にとって気候変動が長期的に重要なイシューであるということは依然として事実である。企業にとっては、人類が実施する気候変動対策に伴う社会経済的変化と、気候変動そのものが長期的にもたらす自然災害の増加の両方の動向を正確に捉え、自社事業への機会とリスクの両面を分析したうえで、経営および事業戦略に統合していくことがますます重要になっている。以下では、本稿で振り返った気候変動対策の現状を踏まえ、企業にとって、2026 年特に重要となるであろう点についての示唆を行う。

（1）　気候変動の進行に対する備えの強化

前述の通り、1.5℃目標の達成は極めて困難な状況になっており、もはや自然災害の激甚化は一定程度避けられない状況になっている。仮に対策を講じなかった場合、企業活動への悪影響が増大することも避けられないだろう。各企業においては、自社拠点への物理的リスクやサプライチェーンの混乱といった気候リスクを前もって評価し、それらのリスクを低減する施策を講じることが求められる。そのためには、気候変動が今後どのように進行し、それらが各地域の産業にどのような影響を与えるかを把握するとともに、それらが社会に連鎖的に及ぼす広範な影響についても評価を実施すること、そして、その評価結果を基に自社の事業活動を戦略的に適応させていくことが不可欠となる。

（2）　気候テック関連ビジネスにおける政策変更リスクの見極め

国際社会の不確実性が増す中で、気候変動対策に関連するビジネスを展開する企業にとっては、自社が取組む事業に対する政策変更リスクの見極めが重要となる。

再生可能エネルギーや電気自動車のように、既存技術に対するコスト優位性が確保できている技術に関しては、政策変更リスクは比較的低い。政策支援を前提としなくても、事業性を確保することが可能だからである。一方で、技術が未成熟な段階にあり、既存技術に対するコスト優位性が十分でないビジネスは、初期の市場拡大において政策上の優遇が前提となることが多く、政策変更リスクの影響を極めて強く受ける。こうした場合は、事業を実施する国や地域の政策がどの程度の変更リスクにさらされているかを冷静に見極めることが求められる。例えば、グリーン水素製造事業に関して適地を選定する場合、再生可能エネルギーの安さに加え、現地で活用可能な政策支援等を考慮する必要があるが、それらの政策が変更されるリスクについても十分検討しなければならない。

（3）　サステナビリティ情報開示への効率的対応

排出量取引やサステナビリティ情報開示への対応については、制度の仕組みと報告内容を的確に理解したうえで、対応に生じる事務コストの削減を図ることが重要となる。SSBJ や GX-ETS、CBAM、CSRD などにおいてサステナビリティ関連情報の報告機会が大幅に増加することから、各制度に対してばらばらに対応することは社内リソースを非効率に消費するだけでなく、各報告の整合性にも支障をきたす可能性がある。よって、各制度における報告内容を分析したうえで共通点と相違点を整理し、すべての制度に一元的に対応できるような社内での仕組みづくりを行うことが必要となってくる。

（4）　カーボンプライシングへの対応

また、CBAM および GX-ETS については、自社製品のカーボンフットプリントに応じた炭素価格の決定など、直接的に影響を受けることになる。これにより、社内での脱炭素施策を着実に進める必要性が一層高まることから、社内炭素価格（ICP）を設定するなど、中長期的な投資計画に炭素価格を組み込んでいくことが重要となっており、実際に ICP を導入する企業は増加傾向にある[14]。GX-ETS では、排出量削減に向けた市場メカニズムを徐々に強めるために、排出枠の上限価格を段階的に引き上げる予定である。このような将来像を見越したうえで、ICP を導入するとともに、その価格水準を引き上げていくことで、自社の排出量削減を着実に進める仕組みを実装していくことが求められる。

[14] https://www.nikko-research.co.jp/wp-content/uploads/2024/05/sr202404_0002.pdf（2026 年 1 月 23 日アクセス）

挾間　優治　マネージャー

PwC Intelligence
PwC コンサルティング合同会社

PwC Intelligence　統合知を提供するシンクタンク

https://www.pwc.com/jp/ja/services/consulting/intelligence.html

PwC コンサルティング合同会社

〒100-0004　東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー　Tel：03-6257-0700

©2026　PwC Consulting LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors